

足寄町奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足寄町への若者の移住・定住の促進及び町内企業の人手不足の解消に資するため、足寄町内に定住して就業する者が就学のために貸与を受けた奨学金を返還するための経費の一部を助成することを目的とし、予算の範囲内で足寄町奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

2 補助金の交付については、足寄町補助金等交付規則（昭和49年規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、都道府県、市町村等が設ける貸与型奨学金、生活福祉資金貸付制度による教育支援資金その他町長が認める奨学金をいう。
- (2) 事業所等 法人で町内に本店又は主たる事業所、事務所、店舗、工場その他事業に供する施設を有するものをいう。
- (3) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学、専修学校及び高等専門学校をいう。
- (4) 正規雇用 事業所等との間で所定労働時間を週20時間以上とする無期雇用契約を締結し、当該事業所等の届出により雇用保険法（昭和49年法律第116号）第9条第1項の規定に基づく雇用保険の被保険者となったことの確認を受けた者をいう。
- (5) 町税等 町（市・区・村）民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、住宅料、水道料金及びその他町（市・区・村）に対して納付義務が生ずるものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、事業所等に新たに正規雇用された者で申請日時点においても雇用が継続していること。
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民票に記載され、かつ、町内に住所を有する者で、初回の補助金の交付申請日から5年以上居住する意思のあるものであること。
- (3) 申請する前年度の3月31日現在で30歳以下の者であること。
- (4) 総額100万円以上の奨学金の貸与を受け、返還を行う者であること。
- (5) 奨学金の返還に対し、他市区町村等からの助成を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者となることができない。

- (1) 町税等に滞納がある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

6号に規定する暴力団員及びそれに準ずる者

(3) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する地方公務員

(4) 前各号に掲げる者のほか町長が不相当と認める者
(補助金の対象期間)

第4条 補助金の対象期間は、初回に申請した年度から5年を経過する日又は30歳の誕生日経過後の最初の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、町内に居住して返還した額のうち年額20万円又は前年度の年間返還額のいずれか少ない額を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、足寄町奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 同意書及び宣誓書（様式第2号）
- (2) 勤務証明書（様式第3号）
- (3) 卒業証明書若しくは卒業証書の写し又はこれらに準ずるもの
- (4) 奨学金の返還総額及び残額、前年度に返還した奨学金の額を証する書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項第3号に掲げる卒業したことを証する書類及び同項第4号に規定する奨学金の返還総額を証する書類は、2回目以降の申請を行うときには、提出を省略することができる。

(交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定により足寄町奨学金返還支援補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象者に足寄町奨学金返還支援補助金交付決定（不交付）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付すことができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定を取り消し、期限を指定して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金の交付対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (4) その他町長が適当でないとしたとき。

2 前項の規定は、前条の規定により交付すべき補助金の額の決定があった後においても適用する。

3 町長は、交付決定の取消し及び補助金の返還請求を行う場合は、足寄町奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第5号）により通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助事業等の遂行に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に返還した奨学金に係る補助金について適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

足寄町長 様

申請者
住 所
氏 名

足寄町奨学金返還支援補助金交付申請書

足寄町奨学金返還支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申請区分		<input type="checkbox"/> 初回	<input type="checkbox"/> 2回目以降
支援対象者	住 所	〒 (TEL - -)	
	氏 名		
	生年月日	年 月 日 年齢 (歳)	
出身大学等 (卒業年度)		(年度卒)	
奨学金の	返還総額	円	
	前年度返還額	円	
口座名義人		(カタカナ)	
		(漢 字)	
金融機関		銀行 信用金庫 農協	本店・支店 本店・支店 本所
預金種別		1 普通	2 当座 3 その他
口座番号			

(添付書類)

- 同意書及び宣誓書（様式第2号）
- 勤務証明書（様式第3号）
- 卒業証明書若しくは卒業証書の写し又はこれらに準ずるもの（初回申請のみ）
- 奨学金返還総額（初回申請のみ）及び残額、前年度に返還した奨学金の額を証する書類
- その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

同意書及び宣誓書

- 1 私は、この申請に基づく審査に当たり、足寄町が保有する住民登録情報及び町税等の納入状況等について閲覧、調査及び関係機関に対する問合せをすることに同意します。
- 2 私は、初回申請から5年間継続して町内に居住することを誓います。
- 3 私は、他市区町村等からの奨学金に係る助成金を受けていないことを誓います。
- 4 偽り等あった場合には、全額返金することを誓います。

署名 _____

様式第4号（第7条関係）

足第 号指令
年 月 日

様

足寄町長

足寄町奨学金返還支援補助金交付決定（不交付）通知書

年 月 日付けで申請のあった足寄町奨学金返還支援補助金について、下記のとおり決定したので、足寄町奨学金返還支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 決定内容 交付（不交付）
- 2 交付決定額 金 円
- 3 不交付の場合はその理由

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

様

足寄町長

足寄町奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書兼返還請求書

年 月 日付け 第 号指令の交付決定により交付した足寄町奨学金返還支援補助金について、足寄町奨学金返還支援補助金要綱第8条の規定により交付決定を取消します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付決定取消額 金 円
- 3 返還請求額 金 円
- 4 返還期日 年 月 日
- 5 取消理由